

# 商工会だより

■発行:福山北商工会 ■発行日:令和3年7月

36号

【本所】駅家町倉光417 TEL976-3111/FAX976-3211 【HP】<https://fukuyamakita.jp/>  
【支所】加茂町中野1-3-2 TEL972-3008/FAX972-4270 【E-mail】[fukuyamakita@hint.or.jp](mailto:fukuyamakita@hint.or.jp)

## 第13回福山北商工会通常総代会開催

令和3年5月21日午後5時より、福山北商工会本所2階大研修室において、第13回福山北商工会通常総代会が、検温・消毒・換気等の新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で開催されました。はじめに、二畠会長挨拶の後、定足数の確認が行われ、総代総数126名、本日の出席者45名、内代理出席者33名で、本総会が有効に成立する旨の報告がなされ、議長選出では、会長一任の決議により、法成寺地区総代の小川英信氏が議長となり議案審議の結果、全ての議案が承認可決されました。第5号議案の任期満了に伴う役員改選に関する件については、後述のとおり33名の役員が選任され、代表して二畠直敏会長が就任の挨拶を述べました。総代の皆様には、ご出席及び感染防止対策へのご協力を賜り誠にありがとうございました。



### 【提出議案】

- 第1号議案 令和2年度事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録承認の件（監査報告）  
第2号議案 令和3年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）承認の件（附帯決議）  
第3号議案 令和3年度一般会計借入金最高限度額（案）及び借入先金融機関承認の件  
第4号議案 福山北商工会運営規約一部改正（案）承認の件  
第5号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件 \*詳細については、皆様にお送りしています議案書をご覧ください。

### ☆新役員の皆様☆

（順不同・敬称略）

|       |                   |              |               |
|-------|-------------------|--------------|---------------|
| 【会 長】 | 二畠 直敏             |              |               |
| 【副会長】 | 藤井 直久             | 関藤 寛         |               |
| 【理 事】 | 小林 弘志（商業サービス業部会長） | 持井 盛利（工業部会長） | 井口 茂樹（建設業部会長） |
|       | 橘高 庸泰（倉光）         | 平井 昌彦（倉光）    | 岡田 啓介（江良）     |
|       | 桑原みさ雄（中島）         | 柏 明治（万片）     | 鶏内 詳三（万中）     |
|       | 若井 稔（万下）          | 今井 照明（万南）    | 杉原 孝司（下山守）    |
|       | 甲斐 寛次（上山守）        | 細川 晃（今岡）     | 田和 伸二（法成寺）    |
|       | 川田 泰正（近田）         | 井上 史淑（近田）    | 柴田 雅弘（山野）     |
|       | 渡辺 重義（栗根）         | 藤島 秀則（芦原）    | 山本 芳久（上加茂）    |
|       | 小林 勇（中野）          | 岩川 由直（上加茂）   | 松井 宏司（下加茂）    |
|       | 宮原 伸明（八軒屋）        | 村野 雅尚（下加茂）   |               |
|       | 坂本 光祥（青年部長）       | 塩川 貴子（女性部長）  |               |
| 【監 事】 | 井口 善郎（服部永谷）       | 松浦 輝幸（下加茂）   |               |

## 東京五輪聖火リレーにランナーとして参加！



広島県では、当初12市町をおよそ170人のランナーが巡る予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため公道でのリレーは実施されず、初日の5月17日は平和記念公園で点火セレモニーを行い、翌日の5月18日には、福山市千代田町の福山市総合体育館広場にて、午後1時から聖火リレーが行われました。コース沿いに配置された満開のバラと招待された家族に見守られながら、73名のランナー達が体育館の周辺を走りトーチキスで聖火をつなぎました。

その聖火ランナーに、福山北商工会地区総代で、福山市消防団長の延近自動車株式会社 延近敬弘氏が参加。

福山市消防団長として聖火ランナーに選ばれた時には、「まさか自分が選ばれると思っていなかった。」と驚かれ、「消防団の代表として日頃の感謝を込めて走ろう」と決意。当日を迎え、警察・消防・スタッフ等、大会実施の為に多くの関係者に支えられていると実感され、「消防団をはじめ、裏方は外からは見えないことが多く評価されにくい今後も感謝を忘れず頑張りたい。」と、気持ちを新たにされました。

\*聖火のトーチは延近自動車株式会社様にて展示中です。



## 助成金・補助金について



補助金・助成金について一部ご紹介致します。情報が変更になることがありますのでホームページでのご確認をお勧め致します。商工会のホームページも随時更新しておりますのでご覧ください。

### 雇用調整助成金

詳細については、厚生労働省へ！

コロナ特例



通常時の雇用調整

助成金



#### ■雇用調整助成金（コロナ特例）

雇用調整助成金（コロナ特例）は、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。また、事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も支給対象となります。詳細はコロナ特例QRコードをご覧ください。（通常時の雇用調整助成金についての詳細は雇用調整助成金のQRコードからご覧ください。）

■支給対象となる事業主：新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としています。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。（※）  
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている。

■対象となる労働者：事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当等が「雇用調整助成金」の助成対象です。学生アルバイト等、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。雇用調整助成金の申請手続は事業所の所在地を管轄するハローワークで受付けています。

\*ハローワーク福山：電話 084-923-8609（事業所サービスの部門コード 31#）



## 月次支援金 経済産業省

緊急事態措置又は、まん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業や時短営業」や「外出自粛等」の影響により、2019年又は2020年の同月比における売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主等の皆様に事業の継続、そのための取組を支援する給付支援金です。（支給条件や申請方法等詳細はホームページをご覧ください。QRコードからご覧いただけます。）

### ■給付額：

中小法人等：上限20万円/月。

個人事業者：上限10万円/月。

### ■計算式：

2019年又は2020年の基準月の売上から  
2021年の対象月の売上を引いた差額。

### ■申請期間

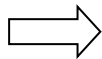
5月分：令和3年6月16日～8月15日まで。

6月分：令和3年7月1日～8月31日まで。

\*原則対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とする。

詳細については、経済産業省

QRコードから！



## 月次支援金 広島県

緊急事態措置又は、まん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小事業者に対して、県独自の幅広い支援を実施します。

2019年又は2020年の同月比における売上が30%以上50%未満、又は50%以上減少した中小法人・個人事業主等の皆様に事業の継続、そのための取組を支援する給付支援金です。なお、50%以上の場合には国の月次支援金の給付を受けている必要があります。

（支給条件や申請方法等詳細はホームページをご覧ください。QRコードからご覧いただけます。）

### ■給付額

中小法人等：上限20万円/月。

個人事業者：上限10万円/月。

### ■計算式：

2019年又は2020年の基準月の売上から  
2021年の対象月の売上を引いた差額。

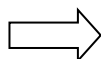
### ■申請期間

5月分：令和3年6月21日～8月20日まで。

6月分：令和3年7月1日～8月31日まで。

詳細については、広島県

QRコードから！



中小法人・個人事業者のための

# 月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 ➡ 上限 20 万円/月 個人事業者等 ➡ 上限 10 万円/月 を支給します。

給付額 ➡ 2019年または2020年の基準月※1の売上ー2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同一月。  
※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

はじめて申請される方は裏面をご確認ください

**2回目以降の申請手続きが簡単（2STEPのみ）になります。**

STEP1 マイページから、必要情報を入力 **事前確認が不要！**

STEP2 2021年の対象月の売上台帳※3を添付 **その他書類が不要！**

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣言・同意書も提出していただきます。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

**①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象**となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う  
飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※3

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて **50%以上減少** していること

※3 2021年5月以降に実施される対象措置に伴う影響を受けて、当該月以降営業を再開している飲食店と推定。開業の届けがなくても、また、これら以外の業種における営業再開の届出、営業の再開による業務再開の影響を受けている事業者が対象です。

対象となる業種、対象となる地域

**申請期間**

4月分/5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬  
6月分：2021年7月1日～8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

## 広島県 頑張る中小事業者 月次支援金

新型コロナウイルス感染拡大防止のための  
緊急事態措置の影響（飲食店の休業・時短営業、外出自粛等）により、  
売上が減少した県内中小事業者の皆様を幅広く支援します！

申請期間 【5月分】2021年6月21日(月)～8月20日(金)  
【6月分】2021年7月1日(木)～8月31日(火)

給付額（1事業者当たり）

中小法人 個人事業者

上限 20 万円/月 上限 10 万円/月

算出方法 給付額=2019年又は2020年の対象月の売上ー2021年の対象月の売上

対象者

広島県内に本社・本店のある中小法人、個人事業者

- 緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の影響により売上が **30%以上減少** していること
- 売上が **50%以上減少** している場合は、国の月次支援金の給付を受けていること
- 「広島県感染症拡大防止協力支援金（※）」、「広島県大規模施設等協力金」の給付対象者は**対象外**です。 ※2021年5月12日以降のもの

対象事業者の一例、よくあるご質問、申請についてはウラ面へ

\* 広島県感染拡大防止協力支援金の給付対象者は  
この【頑張る中小事業者月次支援金】の対象外です。

## 中小企業奨学金返済支援制度導入補助金

### \* 広島県：中小企業奨学金返済支援制度導入応援補助金

働き方改革に取り組み従業員の奨学金返済に対する支援制度を設ける中小企業等を支援することにより、若年者を中心とした人材確保を促進することを目的としています。

#### ■対象事業者

働き方改革に取り組み県内に本店・本社を置く中小企業等が従業員を対象とした奨学金返済支援制度を有し、採用3年目までの従業員にその制度に基づいて支払った手当等に対して広島県は、その額の一部を最長3か年度にわたり補助します。

(詳細はホームページ公募要領をご覧ください。)

#### ■申請期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日まで。

※交付決定額が予算額に達したら、期間内であっても募集を終了します。※原則として交付決定日以降の給付が補助対象ですが、特例として令和3年7月30日まで申請のあったものに限り、令和3年4月1日からの給付も補助対象として申請できます。

詳細については、広島県の  
ホームページへQRコードから



### \* 福山市 奨学金返済制度を導入する事業者を応援!

#### ■対象事業者 (次の全てを満たすもの)

- (1) 福山市に本社等を有する中小企業等。  
(詳細はホームページ公募要領をご覧ください。)
- (2) ふくやまワーク・ライフ・バランス認定事業者
- (3) 新たに支援制度を導入するもの

※事業分野が、日本標準産業分類の大分類「公務」以外に属すること。

ただし性風俗関連営業・接待を伴う飲食等営業又はこれらの一部を受託する営業を行っているものや公序良俗に反するものは除きます。

#### ■申請期間

令和3年5月1日～令和4年2月28日まで。

※予算額に達し次第募集を終了します。

**\* 広島県「中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金」の併用も可能です。**

詳細については、福山市の  
ホームページへQRコードから!





## 新入会員紹介



(期間：令和2年12月1日～令和3年6月14日)

| 事業所名            | 代表者名           | 住 所     | 業 種       |
|-----------------|----------------|---------|-----------|
| エム・エフ・ケイ(株)     | 村 上 弘 記        | 岡山県倉敷市  | 製造業       |
| aQ hair         | 神 田 尚 美        | 駅家町弥生ヶ丘 | 美容業       |
|                 | 高 橋 禎 明        | 駅家町服部本郷 | 建設業       |
| ふくおか工務店         | 福 岡 裕 次        | 駅家町上山守  | 建設業（大工）   |
| 赤豊(株)           | 赤 木 修 一        | 駅家町万能倉  | 建設業（とび） ☆ |
|                 | 松 井 直 樹        | 駅家町近田   | 測量設計      |
| 高森溶接所           | 高 森 薫          | 駅家町倉光   | 溶接業       |
| 中野電機            | 藤 井 秀 明        | 加茂町中野   | 電気工事業 ☆   |
| 藤流通サービス         | 藤 岡 廣          | 駅家町万能倉  | 物品販売業     |
| エフ・ワークス(株)      | 村 上 弘 記        | 駅家町万能倉  | 機械器具製造業   |
| 江種商店            | 江 種 信 悟        | 御幸町上岩成  | 縫製業       |
|                 | 近 藤 康 正        | 駅家町近田   | 不動産 ☆     |
| 佐藤正和司法書士行政書士事務所 | 佐 藤 正 和        | 駅家町万能倉  | 司法書士・行政書士 |
|                 | 中 倉 彩 実        | 駅家町法成寺  | 移動販売      |
| カーセンター若林        | 若 林 研 吾        | 駅家町向永谷  | 自動車整備業 ☆  |
|                 | 堀 慎 也          | 加茂町上加茂  | 建設業（左官）   |
| タブラ             | NAUTIYAL DILIP | 福山市春日町  | 飲食業       |
| (株)向井アパレル       | 馬屋原 律子         | 神辺町     | 縫製業       |
| 佐長溶接所           | 佐 長 賢 典        | 駅家町中島   | 鉄工業 ☆     |
| 金剛フーズ           | 楠 本 祐 治        | 加茂町北山   | 農業・漬物加工販売 |
|                 | 山 下 ア サ        | 御幸町     | 不動産       |
| (有)石堂畳店         | 村 上 正 敏        | 福山市東村町  | 畳製造業      |
| (株)エルファッション     | 二 畠 直 敏        | 駅家町江良   | 衣料品製造販売業  |
| (有)タキタニ鉄工所      | 瀧 谷 誠 一        | 府中市中須町  | 機械加工業     |
| (株)松本建設         | 松 本 光 由        | 加茂町百谷   | 建設業 ☆     |
| (有)サブレ          | 高 田 博 文        | 神辺町西中条  | 衣料品加工業    |
| glad.hair       | ト 部 久 美        | 加茂町芦原   | 美容業       |

☆印：事業承継並びに法人成り、事業変更に伴う加入

## 雇用・労働情勢調査にご協力ください



福山北商工会管内における製造業、小売業、飲食業の雇用・労働情勢を調査把握し小規模事業者の労働者確保に繋げることを目的に標記調査を6～8月に行います。

事務局より調査の依頼の際にはご協力をどうぞ宜しくお願い致します。

## 青年部：令和3年度通常総会を書面議決で開催



令和3年4月28日(水)に新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、書面による議決権行使にて通常総会を行いました。結果として、青年部部員総数59名中、通常総会を書面決議行使による通常総会とする事についての同意確認者数47名、議案の賛成者数47名と各々が過半数を超えており、通常総会は有効に成立致しました。新型コロナウイルス感染症の影響で大変な局面を迎えられている中、通常総会の書面決議に対する多大なご協力をありがとうございました。

### ☆新役員の皆様☆

(順不同・敬称略)

|          |         |       |                      |         |       |
|----------|---------|-------|----------------------|---------|-------|
| 【部 長】    | 坂本 光祥   |       | 【直前部長】               | 大田 茂樹   |       |
| 【専 務】    | 早川 和秀   |       | 【監 事】                | 児玉 全規   | 倉田 彰訓 |
| 【備南担当理事】 | 三島 淳志   |       | 駅家町<br>夏まつり<br>実行委員会 | 【副 部 長】 | 妹尾 吉史 |
| 総務委員会    | 【副 部 長】 | 赤木 修一 |                      | 【委 員 長】 | 中山 辰磨 |
|          | 【委 員 長】 | 井上 寛之 |                      | 【副委員長】  | 住中 敦  |
|          | 【副委員長】  | 貞清 泰士 |                      |         | 高木 基志 |
|          |         | 井上 貴博 |                      |         | 平井 規崇 |
|          |         | 柳川 浩之 |                      |         | 井上 貴博 |
| 企画創造委員会  | 【副 部 長】 | 高木 基志 | 加茂町<br>夏まつり<br>実行委員会 | 【副 部 長】 | 横山 一徳 |
|          | 【委 員 長】 | 杉原 旭彦 |                      | 【委 員 長】 | 信岡 栄司 |
|          | 【副委員長】  | 住中 敦  |                      | 【副委員長】  | 伊豆田享弘 |
|          |         | 細川 智矢 |                      |         | 藤本堅太郎 |

### 駅家町夏まつり「サッサカ2021」及び

### 加茂町夏まつり「サマーフェスティバル2021」の中止について

平素より、当会運営につきまして格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、駅家町夏まつり「サッサカ2021」及び加茂町夏まつり「サマーフェスティバル2021」は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や来場者及び出展者の健康と安全を最優先とし開催を中止させていただくこととなりました。今年度はじめより開催に向け会議を重ね準備を進めて参りましたが、終息の兆しが見えない中での緊急事態宣言等に苦渋の決断をせざるを得ない状況となりました。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。来年度に向けて実行委員会一同準備を進めてまいりますので、皆様のご指導、ご支援、ご協力をどうぞ重ねてお願い申し上げます。

駅家町夏まつりサッサカ実行委員会

委員長 中山 辰磨

加茂町夏まつりサマーフェスティバル実行委員会

委員長 信岡 栄司

## 商工貯蓄共済の健康診断助成金をご活用ください！



### 【健康診断等助成金制度】健康診断・人間ドック等の検診費用を最高15,000円まで助成！

■対 象 者：満30歳以上の加入者(その家族を含む)および被保険者

1契約者(名寄せ)につき年度内2名が限度。

■助成内容：加入口数3口まで・・・5,000円または検診費用の半額のいずれか低い額

加入口数5口まで・・・10,000円または検診費用の半額のいずれか低い額

加入口数6口以上・・・15,000円または検診費用の半額のいずれか低い額

■請求方法：受診後、商工会へ領収書(写)と契約者印をご持参下さい。

商工会で所定請求書を作成し手続きをおこないます。

※同一人が年度内に2回以上受診した場合の助成金請求は1回分(初回)の助成金請求のみ対象となります。

この特典は  
広島県  
だけです！

# 女性部

## 塩川部長 備女連会長・県女連副会長に就任

塩川貴子女性部長が、広島県商工会女性部連合会備南地域協議会通常総会にて備女連会長へ就任、そして広島県商工会女性部連合会通常総会にて県女連副会長へ就任したことをご報告致します。

## 令和3年度通常総会を開催



令和3年5月12日(水)本所2階大会議室にて、検温・消毒・換気や発言者席にアクリル板の設置等感染防止対策を施した上、令和3年度福山北商工会女性部通常総会を開催致しました。

塩川部長挨拶の後、定足数の確認が行われ部員32名、出席部員16名、委任状出席10名であり、過半数に達しており、本総会が有効に成立する旨を報告。その後、近田地区の近藤多恵子さんを議長に選任し、議案審議の結果、全ての議案が承認可決されました。

第1号議案 令和2年度事業報告書・収支決算書・貸借対照表承認の件（監査報告）

第2号議案 令和3年度事業計画書（案）・収支予算書（案）承認の件

第3号議案 令和3年度役員改選に関する件

## ゴキブリだんご作り開催

令和3年5月18日(火)加茂支所にて作業毎に部屋を分け、少人数で消毒・換気等の感染防止対策を行いホウ酸とゴキブリが好物の新玉ねぎを使用したゴキブリだんご作りを開催致しました。事前に予約のあった550個を8名で作成しました。新型コロナウイルス感染症もあり、なかなか事業開催が難しい状況ではございますが、WEB等も活用し事業計画に基づき感染防止対策も施しながら活動を行ってまいりたいと存じます。今後とも宜しくお願い申し上げます。

☆新役員の皆様☆

(順不同・敬称略)

|         |             |                   |  |
|---------|-------------|-------------------|--|
| 【部 長】   | 塩川 貴子       | 【常任委員】            |  |
| 【副 部 長】 | 柏 幸子 吉岡 都   | 山本 初枝 松葉 佳子 永井 晶子 |  |
| 【監査委員】  | 近藤多恵子 横山 正子 | 石乃 夕子 山本 光恵       |  |

## 事務局よりお知らせ

4月より新たに西 健太 経営指導員が着任しました。  
フレッシュな人材を迎え、新体制の事務局で会員事業所様の  
様々なご相談に対応致します。宜しくお願い申し上げます。



本 所

【事 務 局 長】荒川 雅和

【経 営 指 導 員】大谷 逸人

南 夕佳里

西 健太

【補 助 員】佐藤 文音

【記帳指導職員】西 まり子・川元 恵子

支 所

【経 営 指 導 員】黒田 大樹

【補 助 員】三島 絵里子

福山北商工会の  
ホームページは  
こちらから！





# 産業別の最低賃金のお知らせ



令和2年の広島県最低賃金は据え置かれていましたが、産業別の最低賃金は一覧表のとおり令和2年12月末に一部変更になっています。公表が1月であった為、商工会だより1月号にて掲載出来ませんでしたので今号でお知らせ致します。

## 広島県の最低賃金

### 広島県最低賃金

時間額 **871** 円

(令和元年10月1日発効)

- 広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。年齢・性別・雇用形態(臨時・パート・アルバイト等)を問いません。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者にはそれぞれの「広島県特定(産業別)最低賃金」が適用されます。ただし、
  - ① 年齢18歳未満又は65歳以上の者
  - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
  - ④ 下記の産業において「特定の軽易業務」に主として従事する者には、「広島県最低賃金」が適用されます。
- 出入国管理及び難民認定法に基づく「技能実習生」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、②の「技能習得中のもの」に該当しません。
- 派遣就労中の労働者については、派遣先事業所に適用される最低賃金が適用されます。

| 広島県特定(産業別)最低賃金<br>(業種名は「日本標準産業分類」による)                                              | 時間額  | 発効年月日     | 上記④の特定の軽易業務                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広島県製鉄業・鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金<br>※高炉によらない製鉄業等を除く                              | 970円 | 令和2.12.31 |                                                                                          |
| 広島県建設業・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金<br>※製缶板金業を含む                                        | 923円 | 令和2.12.31 | 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかしめの業務                                      |
| 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金<br>※建設用ショベルトラック製造業を除く                            | 935円 | 令和2.12.31 | 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかしめの業務                                      |
| 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金<br>※民生用電気機械器具製造業等を除く                      | 897円 | 令和2.12.31 | 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、錆ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務 |
| 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金                                                                 | 915円 | 令和2.12.31 | 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務                                                    |
| 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金                                                            | 957円 | 令和2.12.31 | 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかしめの業務                                      |
| 広島県各種商品小売業最低賃金<br>※衣、食、住にわたる商品を小売するもので、その性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所(百貨店、総合スーパー等) | 878円 | 令和元.12.31 | 倉庫番、値札付けの業務                                                                              |
| 広島県自動車小売業最低賃金<br>※二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く                                          | 913円 | 令和2.12.31 |                                                                                          |

最低賃金に関するお問い合わせは、広島労働局賃金室、最寄りの労働基準監督署までお願いします。

|           |                  |             |                  |            |                  |
|-----------|------------------|-------------|------------------|------------|------------------|
| 広島労働局賃金室  | TEL 082-221-9244 | 広島中央労働基準監督署 | TEL 082-221-2460 | 呉労働基準監督署   | TEL 0823-22-0005 |
| 福山労働基準監督署 | TEL 084-923-0005 | 三原労働基準監督署   | TEL 0848-63-3939 | 尾道労働基準監督署  | TEL 0848-22-4158 |
| 三次労働基準監督署 | TEL 0824-62-2104 | 広島北労働基準監督署  | TEL 082-812-2115 | 廿日市労働基準監督署 | TEL 0829-32-1155 |

賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の皆様へ(ご案内)

(1) 広島働き方改革推進支援センター 賃金規定の整備、賃金の引上げに向けた環境整備の支援  
【TEL0120-610-494】 [hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com](mailto:hiroshima-hatarakikata@lec-jp.com)

(2) 各種助成金があります。 [広島労働局 検索](#)

・ 業務改善助成金 ・ キャリアアップ助成金 ・ 人材確保等支援助成金